

2026年2月5日

## 全終協による入会審査基準とは ⑧

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する事業者の、日本初の業界団体である「一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会」(略称：全終協)が、2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、全終協の正会員となるために必要とされる「入会審査基準」のうち、10点目「遺贈寄附等について」を解説いたします。

高齢者等終身サポートサービスを利用する方は、親族に頼らずに老後とその先の死を迎える方が大部分ですから、亡くなったとき、残った財産を相続人以外の人や団体に渡したいと考える方も多くいらっしゃいます。その場合「家族にも世話にならなかったけど、おたくにはお世話になるから」といって、終身サポート事業者に残った財産のすべてを「遺贈寄附」する内容の遺言を作成されるケースも多々あります。これは「あくまでもその人の希望なのだから……」という解釈で、その遺贈寄附を特定の事業者が受けることは問題ないのでしょうか。

法的に黒というわけではありません。しかし終身サポートは、利用者の終身にわたり大切な意思決定に深く関わる事業です。その意思決定の支援の仕方によっては、利用者の亡くなった時点での財産を多く残すことにもなり、逆に少ししか残さないことにもなります。だとしたら、その事業者が遺贈寄附を受ける金額を少しでも多くすることと、その利用者の意思決定に深くかかわることは、明らかに利益相反関係にあると言えるのです。



そこで全終協では、高齢者等終身サポート事業者がその契約相手となる利用者から遺贈寄附や死因贈与を受けないことを原則としました。利用者からの寄附を一切期待することなく、利用者からの正当な報酬・手数料という収入と、人件費等の支出とをバランスさせるべきだという当たり前の考え方を示しました。

一方で、終身サポートサービスの利用を必要としていながら、事業者の価格に手の届かない人もたくさんいらっしゃいます。こうした資力の乏しい方々の利用も引き受けている事業者が、運営資金とは別勘定にした福祉基金を作り、事業者の提示する価格を全額支払えない場合の補填に利用するためだけに、利用者からの遺贈寄附等を受けることは「相互扶助型事業者」として、他の入会規程もすべて満たしていれば、例外的に正会員として認めるといこととしました。

高齢者等終身サポート事業は、NPO法人や公益法人など非営利団体によって運営されているケースも多く「寄附による運営が当たり前だ」と言われてしまうかもしれません。しかしその場合の「寄附」は、あくまでも一般市民から受ける寄附であって、意思決定に深く関与する利用者からの寄附が含まれることは、やはり利益相反との指摘をうけることになるでしょう。

それでも、資力の乏しい人にも終身サポートサービスを提供するためという用途を限定し、寄附の倫理規定を設けて対応する相互扶助型事業者は、社会において誰一人取り残さないために、国によるセーフティネットがまだ確立されていない現時点では必要な仕組みなのかもしれません。

しかし、亡くなった後の財産を家族に残す必要がない人に対し、直接的な寄附の勧誘とはいえなくても、誘導するような言葉により、利用者から遺贈寄附を受けようとするのは、決して行ってはなりません。残った財産の〇〇%は手数料としていただくことになっているから、遺言に記載しなければならぬといった、遺贈寄附が契約の条件になっているようなことにも要注意です。

次回は11点目「利益相反について」を解説します。